

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
国基準の通所型・訪問型サービス事業所 管理者 様

筑紫野市長 藤田 陽三  
(健康福祉部高齢者支援課)

令和4年度介護職員処遇改善加算等の届出について (通知)

介護職員処遇改善加算 (以下「処遇改善加算」という。) 及び介護職員等特定処遇改善加算 (以下「特定加算」という。) (以下「加算等」という。) については、令和4年度より下記のとおり見直されることとなっています。この見直しに伴い、従来であれば、加算等を算定しようとする2カ月前の末日までに届出が必要となるところ、令和4年4月又は5月からの算定分の届出については、令和4年4月15日までに提出することとなりました。

つきましては、令和4年度の届出について、下記を参照の上、お手続きいただきますようお願いいたします。令和3年度以前から当該加算等を算定している場合も、令和4年度分を算定する場合は改めて届出の提出が必要になりますので、御留意ください。

記

1. 令和4年度における主な見直し内容

- ・ 処遇改善加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた介護職員の賃金の総額について、特定加算、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算 (仮称) を取得し実施される賃金の改善見込額は除くこと。
- ・ 特定加算を取得し実施される賃金の改善見込額を加えた賃金の総額について、処遇改善加算、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算 (仮称) を取得し実施される賃金の改善見込額は除くこと。
- ・ 特定加算において、その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算 (仮称) を取得し実施される賃金改善の見込額を含め年額440万円を上回ってはならないこと。
- ・ 経験・技能のある介護職員のうち、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円の者の賃金総額に処遇改善加算、介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算 (仮称) を取得し実施される賃金改善の見込額を含むこと。

2. 提出書類

(1) 必須

- ① 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算届出に係る提出書類について
- ② 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書 (別紙様式2-1、以下「計画書」という。)
- ③ 介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表) (別紙様式2-2、以下「処遇改善加算個表」という。)

(2) 特定加算を取得する場合

- ④ 介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表) (別紙様式2-3、以下「特定加算個

表」という。)

(3) 筑紫野市以外の指定権者に係る事業所を含めて届出を行う場合

⑤ 他の指定権者等に係る加算見込額等の状況（筑紫野市様式）

(4) 賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合

⑥ 特別な事情に係る届出書（別紙様式4）

※経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。

加算区分	必ず提出	必要に応じて提出
処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	①～③	⑤、⑥
特定加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	上記に加え④	

(5) 新規で加算等を算定する場合、加算区分が変更となる場合の添付書類

⑦ 就業規則及び賃金規定（写し）

⑧ 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系

⑨ 昇給の仕組みについて明文化した書面

⑩ サービス提供体制強化加算等、必要な加算を取得していることが分かる書類（受付済みの届出書の写し等）

### 3. ホームページへの掲載

①様式をダウンロードする場合

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→「令和4年度介護職員処遇改善加算等の届出」をクリック。

②当該加算等に関する通知等

筑紫野市ホームページトップページ→ “人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→「令和4年度介護職員処遇改善加算等の届出について」をクリック。

### 4. 提出先・問合せ先

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市高齢者支援課指定指導担当

電話番号：092-923-1111（内線453）

※郵送の場合は、簡易書留でお願いします。朱書きで「令和4年度介護職員処遇改善加算等届出書 在中」と記入してください。

### 5. 提出期限

令和4年4月15日（金）（必着） ※提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

### 6. 留意事項

・提出書類の作成にあたっては、国からの通知等を十分にご参照ください。

・複数の事業所をまとめて届出をする場合において、その中の事業所に都道府県や筑紫野市以外の保険者から指定を受けている事業所が含まれる場合には、その事業所を指定している当該指定権者に対しても届出が必要になります。

※筑紫野市を含めた複数の指定権者から指定を受けている場合において、他の指定権者が指定しているサービス分のみ加算を取得する場合は、筑紫野市への届出は必要ありません。

・加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月

末)までに、実績報告書を提出する必要があります。また、実績報告は、届出の区分(事業所単位、法人単位)と一致する必要があります。

- ・加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があります、加算による収入額を下回することは想定されていません。このため、加算による収入額に相当する賃金改善を必ず実施してください。